

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 戦傷病者及び戦没者遺族に対する年金及び弔慰金の支給

(1) 経緯

過ぐる大戦は、すべての国民に多大の惨禍をもたらしたが、なかでも軍人、軍属又は準軍属として動員されて戦没した者、傷病を受けて不具廃疾となつた者の数は優に200万人をこえた。終戦後、これらの戦傷病者や戦没者の遺族に対しては、なんらの処遇もなされていながつたが昭和27年4月28日に発効した平和条約を契機として、同年4月30日に戦傷病者戦没者遺族等援護法が公布され、同年4月1日から適用されることとなつた。

この法律は、国家補償の理念に立つて、公務傷病による障害者に対しては障害年金を支給するほか、更生のための医療の給付、補装具の支給等も行なわれ、また、公務傷病等による死亡者の遺族には遺族年金や弔慰金を支給しようとしたものであつた。その後、同法制定の翌28年8月に、いわゆる旧軍人恩給の復活が行なわれ、軍人及びその遺族の大部分は恩給法による傷病恩給又は公務扶助料の支給を受けることとなつたので、戦傷病者戦没者遺族等援護法は、現在、主として雇傭人たる軍属及び準軍属に対する制度となつている。

この法律は、その後、公務範囲の拡大、対象の拡張、軍属に対する障害一時金制度の新設、準軍属の遺族に対する遺族給与金制度の新設、障害年金、障害一時金、遺族年金及び遺族給与金の増額等の措置がとられ、援護措置、援護施策等の不均衡、不十分な点が相当改善されてきた。

特に38年度においては、法律第74号をもつて遺族等について相当大幅な改善が行なわれた。すなわち、5年間のみ支給されることとなつていた遺族給与金を年金化したこと、遺族給与金の支給についての遺族要件を遺族年金と同様にしたこと、準軍属の公務傷病に課せられていた戦時災害の要件を撤廃したこと、もとの陸海軍の指揮監督のもとに事実上軍と同様の勤務にもつぱら従事していた間に公務上負傷し又は死亡した満鉄職員等を軍属として処遇することとしたこと、内地勤務の有給軍属のうち旧令共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による年金を受けられない者を準軍属として処遇することとしたこと、特別弔慰金(勤務に関連する傷病により、16年12月8日以後に死亡した軍人軍属の遺族に支給される。)の支給要件を緩和したこと等であり、これにより約5万人の人々が新たに救済されることとなつた。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 戦傷病者及び戦没者遺族に対する年金及び弔慰金の支給

(2) 制度の概要

この法律が援護の対象としている人々は、軍人(もとの軍人、もとの陸海軍の学校生徒等の準軍人及び戦地勤務のもとの陸海軍の高等文官等)軍属(事变地及び戦地勤務のもとの陸海軍の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員、船舶運営会の運航する船舶の乗組船員、もとの陸海軍の指揮監督のもとに軍属と同様の業務にもつぱら従事中の満鉄職員等)及び準軍属(旧国家総動員法による被徴用者、動員学徒、もとの陸海軍の要請に基づく戦闘参加者、国民義勇隊の隊員、昭和20年8月9日以後の満州開拓青年義勇隊の隊員、特別未帰還者、準戦地勤務のもとの陸海軍の有給の嘱託員、雇員、傭人、工員又は鉱員等)並びにこれらの者の遺族である。

次に、援護の内容についてであるが、まず、軍人、軍属又は準軍属であつた者が公務上の傷病を受け、不具廃疾になつた場合には、不具廃疾の程度に応じて障害年金(軍人、軍属の一番重度の不具廃疾の特別項症で年額38万500円、一番軽度の不具廃疾の第3款症で年額3万円、準軍属に対するものは軍人軍属のもの半額である。)又は障害一時金(軍属に限る。)が支給される。

また、軍人軍属又は準軍属が公務上の原因により死亡した場合には、その遺族に遺族年金(もとの階級差によつても額が異ならず、一率年額7万1,000円)又は遺族給与金(遺族年金の半額)が支給されることとなつてゐる。さらに、軍人軍属又は準軍属が公務上の傷病もしくは事变、戦争に関する勤務に関連する傷病によつて過ぐる大戦の開戦(16年12月8日)以後に死亡した場合には、その遺族に対し弔慰金(軍人軍属は5万円、準軍属は3万円)が、10年以内償還年利6分の記名国債をもつて交付される。この法律による援護は数次の改正により改善されてはきたが、支給要件、対象範囲に該当しないため処遇もれになつてゐる人々を救済すること、公務の範囲を拡大すること等改正の要望がきわめて強かつた事情にかんがみ、現在第46通常国会に、次のような事項を内容とする法律改正案を提案している。すなわち、ア 軍人軍属に対する公務傷病の範囲の拡大、イ 公務性の立証が困難な軍人軍属に対する遺族一時金の支給、ウ 遺族範囲の拡大(再塔解消の妻及びもとの陸海軍の判任文官及び従軍文官の内縁の妻等に対する遺族年金等の支給)、エ 特例遺族年金の支給要件の緩和等である。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

1 戦傷病者及び戦没者遺族に対する年金及び弔慰金の支給

(3) 現況

この法律による援護は、戦傷病者や戦没者遺族の請求によつて行なわれることとなつてはいるが、昭和39年2月1日における請求件数は優に230万件をこえる膨大な量である。一方、裁定は厚生大臣が行なうことになつてはいるが、特に終戦時の混乱とその後長期にわたる空白のため、関係資料の不備、散逸等により、その裁定業務は困難をきわめている。現在までの裁定件数は、軍人関係197万1,492件、軍属関係13万8,347件、準軍属関係9万5,298件、計220万6,087件に及んでいる。

また、却下した件数は9万8,800件をこえているが、その大半は死因の公務性が認められなかつたものであり、その相当部分が再審査を請求する不服申立事案となつて現われ、現在までに約1万3,400件というばくだいな数を受理した。これら不服申立事案は、行政庁としての最終の決定であるため、綿密かつ慎重に審理することが要求される一面、不服を申し出ている遺族等はできる限りすみやかに結論が出ることを望んでいるので、厚生省としても、36年10月以降すみやかな処理を図り、当時約5,100件あつた滞溜事案の減少に努め、39年2月1日現在においては、約680件をあますのみとなつた。

なお、39年度予算におけるこれらの経費は約98億円である。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(1) 経緯

戦傷病者に対する援護法制の先駆けとなつたのは、昭和23年の旧未復員者給与法による療養給付制度であつたが、この制度は、もとの軍人及び軍属が未復員中に受けた傷病について全額国費で一定期間療養の給付を行なうというものであり、28年に未帰還者留守家族等援護法に受け継がれた。

更生医療の給付、補装具の支給、更生援護施設への収容等の援護については、24年に制定された身体障害者福祉法により戦傷病者は、一般身体障害者と区別なく無差別平等に処置されてきたが、さらに、27年に制定された前述の戦傷病者戦没者遺族等援護法によつて年金等の給付のほか、国家補償の精神に基づいて、全額国庫負担をもつてそれらの援護が行なわれることとなつた。

また30年には、戦前にみられた傷疾軍人の鉄道無賃乗車制度を復活する意図のもとに、戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律が制定された。

このように戦傷病者の援護は、各種の法制によつてそれぞれ実施されてきたのであるが、関係団体等から戦傷病者援護に関する単独法の制定について根強い要望が続けられ、戦傷病者特別援護法が第43通常国会に議員提出の法案として提案され、38年7月6日可決成立し、同年11月1日から施行された。なおこの法律が国会へ提案された当時は、すでに38年度予算が成立していた事情などを考慮して、38年度予算の増額となるもの、又は39年度において新たな歳出を義務づけるものなどは避け、援護施策の内容は、それまで各法律によつて行なわれているものを集約する程度にとどめられた。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

この戦傷病者特別援護法は、戦傷病者に対して国家補償の精神に基づいて行なう援護のうち、所得の補償としての年金等の給付は恩給法や戦傷病者戦没者遺族等援護法にゆだねて、もつぱら現物給付的な療養の給付等の援護を行なうことを目的としている。なお、同法は、戦傷病者の救護に対する国、地方公共団体及び国民の責務を規定しているところに大きな特色を見出すことができる。

この法律による援護の種類は次の七つである。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

ア 療養の給付

公務上の傷病について,全額国費をもつて療養の給付を行なう。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

イ 療養手当の支給

1年以上の長期入院患者に対して,月額2,000円を支給する。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

ウ 葬祭費の支給

療養の給付を受けている者が死亡した際に,その遺族に対し,5,000円を支給する。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

エ 更生医療の給付

身体に障害がある戦傷病者に、職業能力回復のため再手術等の給付を行なう。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

オ 補装具の支給及び修理

身体障害がある戦傷病者に義手,義足等の補装具を支給し,又は修理する。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

カ 国立保養所への収容

重度の障害がある戦傷病者を国立保養所に収容する。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

2 戦傷病者に対する医療等の給付

(2) 制度の概要

キ 日本国有鉄道の鉄道及び連絡船への乗車及び乗船についての無賃取扱い

一定程度以上の障害がある戦傷病者及びその介護者が国鉄の鉄道又は連絡船に乗車又は乗船する場合に無賃取扱いとする。

このうち、アからウまでは未帰還者留守家族等援護法から、エからカまでは戦傷病者戦没者遺族等援護法から、キは戦傷病者等の日本国有鉄道無賃乗車等に関する法律からそれぞれ移し換えられたものである。

このようにして、戦傷病者特別援護法の制度は戦傷病者に対する援護の体系を整備し、今後における適切な援護を行なう基盤を設けたものといえることができる。

なお、これらの給付に要する額は、39年度予算においては約7億円となつている。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

(1) 経緯

過ぐる大戦において肉親を失った遺族に対しては、従来からの旧軍人恩給の復活や、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の制定により弔慰金、公務扶助料、遺族年金等を支給する等できる限りの措置を講じてきたところであるがこれらの遺族のうち、特に妻については、一心同体である夫を失ったという特別な痛手があり、他面いわゆる「靖国の妻」としての精神的負担を負いつつ世の荒波と戦つてこなければならなかつたという特別な事情のあつたことが考えられる。

このような戦没者の妻の精神的苦痛に対しては、国としても、なんらかの形において特別に慰籍することがきわめて望ましいことであるとして、戦没者等の妻に特別給付金を支給するため、第43通常国会において、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法が制定され、昭和38年3月31日に公布、翌4月1日から施行された。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

(2) 制度の概要

この特別給付金の支給を受けることができる者は、次の二つの条件に合致しなければならない。すなわち、

ア 昭和12年7月7日(日華事変勃発の日)以後に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これによつて死亡した者の妻であること。

イ 38年4月1日において、次の年金たる給付を受ける権利を有する者であること。

(ア) もとの軍人、準軍人(見習士官、士官学校生徒等)又は軍属に係る公務扶助料

(イ) 特例扶助料

(ウ) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金

(エ) 特例遺族年金

(オ) 遺族給与金

(カ) もとの陸軍の雇傭人等に係る旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法による旧令共済殉職年金

(キ) もとの陸海軍に配属された雇傭人(各省の職員の身分を有したままもとの陸海軍に配属された者)に係る郵政省共済組合、国鉄共済組合又は日本電信電話公社共済組合から支給される殉職年金

したがつて、38年4月1日以後に、同日前から上記の給付を受ける権利を有することの裁定を受けることとなる妻にも特別給付金は支給されるが同日前に死亡、婚姻等により上記の給付を受ける権利を失つている妻には特別給付金は支給されない。

特別給付金の額は、一律に20万円であり、10年以内に償還すべき無利子の記名国債(この国債は38年5月1日に発行された。)をもつて支給される。償還は38年10月31日を第1回とし、その後毎年2回、4月30日と10月31日にそれぞれ1万円を支払われ、最終の支払期は48年4月30日である。

特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なうこととなつているが、政令の規定により原則として戦没者の除籍時の都道府県知事に委任されており、請求書類は請求者の居住地の市町村長及び都道府県知事を経由して提出することになつている。

この特別給付金は、すでに公務扶助料、遺族年金等を受ける権利が裁定になつている者に対し支給することを原則としているので請求書類もできる限り簡素化が図られている。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

3 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給

(3) 現況

この特別給付金の支給対象者は約44万人と見込んでいるが、昭和38年8月1日から市町村において請求書類の受け付けが開始され、39年1月1日現在で13万3,966件を裁定している状況である。なお38年度内に上述の分を含め約20万件を裁定する見込みであり、39年度で同数の約20万件を裁定する予定である。少しの例外を除き、39年度末までには裁定を終了させ、戦没者等の妻の有資格者の全員に20万円の国債が手渡されることになろう。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

4 全国戦没者追悼式の挙行

過ぐる大戦は、その様相がきわめてか烈であつたため軍人軍属はもとより、動員学徒、徴用工等の準軍属や一般市民を含め、内外地を通じ、戦いの犠牲となつて死没した国民の数は約300万の多きに及んでいる。

政府は、わが国が戦後、平和の礎の上に大きく経済発展をとげた陰には、過ぐる大戦において、このような多数の犠牲があつたことに深く思いをめぐらし、国をあげてこれら犠牲者に追悼の誠をささげ、多くの犠牲の上にもたらされた平和への思いを年ごとに新たにするため、昭和38年以後毎年全国戦没者追悼式を挙行することとし、その第1回を38年8月15日に、東京日比谷公会堂において実施した。

この式典の戦没者の範囲は、日華事変以後の戦没者で、軍人軍属及び準軍属のほか、外地において非運にたおれた者や内地における戦災死没者等も含むものとされ、各都道府県及び沖縄に居住するこれら遺族のうち478人を国費で式典に参列させた。

式典は、天皇、皇后両陛下御臨席のもとに、内閣総理大臣、衆参両院議長、最高裁判所長官をはじめ、国会議員その他各界の代表、関係団体の代表及び全国の戦没者遺族1,500人、あわせて2,200人が参列して荘重厳粛に行なわれた。

また、式典当日は官公庁、銀行、会社等一斉に半旗を掲げ、正午には式場における黙悼にあわせ、全国民がそれぞれの職場又は家庭において一斉に黙悼を行ない、戦没者に敬弔の誠を捧げるとともに、平和への祈りを高めたのであつた。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

5 未帰還者及び引揚者に対する援護

(1) 未帰還者に対する援護

戦後18年の今日,なおその生死が明らかにされない人々や,望郷の念にかられながらも故国に帰れない事情におかれている人々のあることは,その関係者にとつて形容しがたい心の痛手といわなければならない。政府は,従来からソ連や中共等の当事国と,外交交渉や赤十字ルートによる話合いによつて未帰還問題の解決に努めてきているが,微妙な国際情勢等のためめに急速な打開を期待することは困難であり,帰国者からの情報の提供,現地の未帰還者からの通信等の国内調査によつて忍耐づよい調査を続けており,昭和38年12月1日現在で氏名をは握している未帰還者の数は,第14-1表のように8,877人となつている。

第14-1表 地域別未帰還者数

第14—1表 地域別未帰還者数
(38年12月1日現在) (単位:人)

	未帰還者数	うち生存見込
総 数	8,877	3,840
ソ 連 地 域	871	420
中 共 地 域	6,717	3,330
北 鮮 地 域	430	90
南方その他の地域	859	—

厚生省援護局調べ

(注) この表の人員のほか本人の自由意志で残留している者が約1,600人いる。

これらの未帰還者の留守家族に対しては,未帰還者留守家族等援護法により留守家族手当が支給されるほか,未帰還者の死亡の事実が判明するにいたつ場合は,葬祭料及び遺骨引取経費が支給されることになつている。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

5 未帰還者及び引揚者に対する援護

(2) 戦時死亡宣告

未帰還者のうち、調査によつてその死亡が確認された場合は、いわゆる死亡公報を発するが、具体的に死亡の日時場所を確認するにはいたらないが、消息を絶つた時期や場所等から総合的に判断して死亡と断ぜざるを得ない者については、未帰還者に関する特別措置法に基づきその留守家族の同意を得て厚生大臣が家庭裁判所に戦時死亡宣告の申立てを行なうことになつている。

この制度によつて戦時死亡宣告の審判が確定した者は、昭和38年12月1日現在で1万4,290人に達しているが、これらの者の遺族に対しては原則として、恩給法による公務扶助料又は戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金もしくは遺族給与金が支給されるほか、全員について弔慰料が支給される。

なお、戦時死亡宣告の審判が確定した者についても、国としては、今後引続き未帰還都対する調査とほぼ同様の消息調査を行なうこととしている。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

5 未帰還者及び引揚者に対する援護

(3) 引揚げの状況

最近における海外からの日本人の引揚げは、昭和37年には147人、38年には112人となつているが、外地にいる日本人で引揚げを希望している者は、ソ連地域に約200人、中共地域に約550人、北朝鮮地域に約10人いることが留守宅あての通信等から判明している。

引揚者に対する援護としては中共地域における引揚げのための旅費がないものに対する旅費の支給、中共政府が引揚げ希望者に与える出境許可の促進等のほか、船運賃の国費負担を行ない又引揚げに際しては、上陸地において、帰還手当、帰郷旅費等の金品を支給し、帰郷先までの鉄道賃等を国費で負担している。さらに定着後は、住宅の貸与等を行なつている。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

5 未帰還者及び引揚者に対する援護

(4) 引揚者給付金の支給

終戦後の海外からの引揚者や引揚げ前に海外において死亡した者の遺族等は、終戦により海外における生活の基盤を失いほとんど無一物の状態で引揚げた後、地縁、人縁の乏しい内地において、生活の再建を図らねばならず、その自立更生に多大の困難が伴ったことに着目し、昭和31年12月の在外財産問題審議会の答申の趣旨にそい、32年から引揚者給付金等支給法により、これらの人々に対して引揚者給付金又は遺族給付金が支給されることとなった。その後、36年5月及び37年5月の2回にわたり同法の改正が行なわれ引揚者及びその遺族に対する援護の充実が図られた。

引揚者給付金は、海外に生活の本拠を有していた者で終戦に伴いやむをえない理由により同日以後に引揚げた者等に対し支給され、また、遺族給付金は、終戦後外地に残留することを余儀なくされていた者が外地において死亡した場合及び引揚げ後死亡した場合は、その者の遺族に対し支給されるものであり、いずれも10年以内償還の年利6分の記名国債(引揚者給付金は終戦時の年令により7,000円から2万8,000円までの4段階、遺族給付金は原則として終戦時の年令により1万5,000円及び2万8,000円の2段階)をもつて交付される。

これらの給付金の支給予定者345万2,700人のうち、39年1月1日現在で約315万への認定を終了し約455億円の国債を発行している。

なお、引揚者給付金等の請求についての時効は、数次の改正により6年間延長されたが、同法の制定当初に受給権があつた者は、38年5月16日をもつて時効が完成したので、今後はその後の改正により新たに対象となつた者が主となるが、従来請求されているものでも、引揚者であるかどうかなどの認定に困難のあるケースが残され、今後事務的には難かしい問題を残すことになろう。

第14 戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

6 在日朝鮮人の帰還

在日朝鮮人の北朝鮮への帰還は、日本赤十字社と朝鮮赤十字会の協定に基づき、昭和34年12月に開始されて以来39年1月までに114回にわたり8万911人が帰還した。その帰還状況をみると、36年10月までの月平均帰還者は4,000人余となつているが、その後は逐次減少し、37年は3,497人、38年は2,567人が帰還したにすぎず、今後の見通しもこれ以上に帰還者が増加する見込はなく、当分の間は現状程度の帰還が続くものと考えられる。

もともと在日朝鮮人の帰還協定は、長年にわたり北朝鮮へ帰還するための適当なみちながいために、すみやかな帰還を待ち望みながら帰還できない者が相当数にのぼつたので、これらの者を計画的かつ迅速に帰還させることを目的として締結されたものである。しかしながら帰還者が激減し、従来のような大量の帰還者を前提とした業務方式を改めて、日本赤十字社が赤十字本来の原則にしたがつて、少数の帰還希望者に対する事情に即応した世話にあたるのが最も適当と考えられたので、38年12月以後は日本赤十字社が主体となつて業務を運営するかたちに切り替えられた。
